

肝付町広報紙広告掲載要領

(趣旨)

第1条 この要領は、肝付町広報紙への広告掲載について、必要な事項を定めることを目的とする。

(広告内容の掲載)

第2条 広告の掲載については、「肝付町広告掲載要綱」の内容を満たすものとする。

(掲載の優先順位)

第3条 「肝付町広告掲載要綱」の内容を満たすものとするが、期日及び期間を限定するものについては先に申し込みのあったものと調整できるものとする。

(掲載位置)

第4条 広告を掲載する位置は総務課の課長が決定する。

(掲載希望の募集)

第5条 広告掲載の募集は、広報紙上及びホームページ上で行う。

(掲載申し込み方法)

第6条 広告主が広告掲載の申し込みをするときは、次によるものとする。

- (1) 掲載希望広報紙発行日の1ヶ月前までに、有料広告掲載申込書(別記様式1)、広告原稿及び電子データを総務課に提出すること。
- (2) 紙上にプリントアウトしたものとし、写真などを掲載する場合は、その素材(電子データでも可)も提出すること。

(掲載決定までの手順)

第7条 広告主から広告掲載の申し込みがあったときは、速やかにこの要綱に基づき総務課内にて審査し、広告主に対し広告掲載決定通知書(別記様式2)もしくは、広告不掲載決定通知書(別記様式3)を送付するものとする。掲載希望月に掲載できないときは、翌月号に回すなどの調整を行う。

(広告主の責任)

第8条 広告のデザインおよび制作費については広告主が負担することとし、その内容に関する責任は、広告主が負うものとし、町は一切責任を負わないものとする。

(広告の仕様及び掲載料)

第9条 掲載する広告の仕様及び料金については、次の通りとする。

種類	規格	スペース	掲載回数	掲載料
広報紙	カラー	横8.5cm×縦6cm	1回	5,000円
	カラー	横18cm×縦6cm	1回	10,000円

◆年間広告料金

種類	規格	スペース	掲載回数	掲載料
広報紙	カラー	横8.5cm×縦6cm	12回	50,000円
	カラー	横18cm×縦6cm	12回	100,000円

(広告掲載料の納入)

第10条 広告主は、広告掲載の決定の日より1週間以内に、町長が発行する納付書により掲載料を納入しなければならない。ただし、祝祭日の場合には、その翌日とする。

(広告掲載料の還付)

第11条 既納の広告掲載料は原則還付しない。ただし、次の各号に該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。

- (1) 町の都合により広告を掲載することができなくなったとき
- (2) 町長が正当な事由であると認めたとき

(広告掲載の取り消し)

第12条 「肝付町広告掲載要綱」の内容をみたすもの

附 則

この告示は、平成23年3月10日から施行する。